

## 不審電話に関する事例

### 事案

10月16日（金）10時頃、新富町在住の63歳の女性宅に、新富町役場の健康保険課職員と名乗る男から電話があった。「平成21年度から平成26年度までの保険料の返還金が23,365円ある。5月に通知を発送し、締切りを9月15日までとしていたが、手続きがされなかったので電話した。既に締め切っている所以で役場では払戻しができないが、自分が宮崎銀行に電話して段取りをしておきます。」と言われ、電話を切られた。

その10分後、今度は宮崎銀行コールセンターのキタオと名乗る男から電話があり、「書類を紛失したのですね。払戻しを希望するなら、新富のATMは機械が古いので、高鍋町のホームワイドにあるATMまで行ってもらう必要がある。手数料が1,800円かかるため、返還金から差し引いた額をお返しする。」と言われた。「今日は行けない。」と言うと、「また連絡をする。」と言われ、電話を切られた。

女性は、社保加入者であるため不審に思い、新富町役場いきいき健康課に連絡したことにより、本事案が判明した。

いきいき健康課への電話の後、すぐに再びキタオから電話があり「宮崎銀行に貯蓄はあるか。200万円以上あると手続きが早い。」等の話があった。女性は「ない。」と答えると、電話を切られた。

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

**問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合**

**0985-62-0921（業務課）**